

# 東日本大震災に関する 裁判所の手続案内窓口のご案内

この度の震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
仙台地方・家庭・簡易裁判所においては、無料で、各種裁判手続を総合的にご案内する震災対応総合窓口を仙台家庭・簡易裁判所庁舎内に設置いたしました。

例えば、次のようなことがらについてのご相談を受けて、解決するための裁判手続の概要や申立方法(手続に必要な費用や書類)などをご説明いたします。

- ◎ 震災で亡くなったり、行方不明となったりした方の財産に関する事
- ◎ 震災で両親が亡くなったり、行方不明となったりしたお子さんの後見(財産の管理)などに関する事
- ◎ 判断能力がなくなった方の後見(財産の管理)などに関する事
- ◎ 手形や小切手などの有価証券の紛失に関する事
- ◎ 借りたお金を返せないなどの事

## 震災対応総合窓口 (地方・家庭・簡易裁判所合同)

### 【来庁される方】

仙台市青葉区片平1-6-1

仙台家庭・簡易裁判所庁舎1階 (地図は裏面)

### 【電話される方】

(直通)022-745-6090

いずれも月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

※ 電話が繋がらない場合は、しばらくお待ちいただくか、最寄りの裁判所の代表電話におかけください。

また、宮城県内の裁判所では、裁判手続の利用をお考えの方に、無料で裁判手続をご案内しております。

お気軽に震災対応総合窓口又は最寄りの裁判所(裏面)にご相談ください。



— 仙台地方・家庭・簡易裁判所 —

